

専用利用申請の運用方法が変更となります。

※平成28年5月1日から下記のとおり変更となりますので、ご確認をお願いします。

変更前

①申請受付場所の変更

・海老名市役所文化スポーツ課、海老名運動公園総合体育館、北部公園体育館にて下記施設の申請を受付。
①海老名運動公園各施設
②北部公園各施設
③中野公園人工芝グラウンド
④中野多目的広場各施設

②利用制限の導入

なし

③ペナルティの導入

なし

変更後

・海老名運動公園総合体育館にて下記施設の申請を受付。
①海老名運動公園各施設
②中野公園人工芝グラウンド
③中野多目的広場各施設

・北部公園体育館にて下記施設の申請を受付。
①北部公園各施設

・1つの団体が1ヶ月間に専用利用出来る日数は5日間までとする。
そのうち、土、日、祝日は2日間まで受付。

・専用利用申請における施設の利用目的は、土、日、祝日については大会、試合のみ、平日については大会、試合、練習での申請を受付。

・無断キャンセルした場合→
翌月1ヶ月間専用利用申請不可

・事前連絡ありのキャンセルを2回した場合→
翌月1ヶ月間専用利用申請不可

・虚偽の利用目的での申請が発覚した場合→
翌月から3ヶ月間専用利用申請不可

変更内容の詳細は「海老名市有料公園施設・スポーツ施設の専用利用申請について」をご覧ください。